別記様式
令和4年度補助金等交付一覧
（檜山振興局）

課等名	補助事業等の名称	補助事業等の概要	補助事業者等の名称	補助金等の額	摘　　要
社会福祉課	老人クラブ運営事業	高齢者の生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を通じ、生活を豊かなものにするとともに、明るい長寿社会づくりに資するために組織されている老人クラブの活動を促進するため、予算の範囲内で補助する。	江差町 上ノ国町 厚沢部町 乙部町 奥尻町 今金町 せたな町	291,362円 138,101円 259,200円 121,674円 181,804円 273,246円 649,624円	令和5年3月24日　交付決定 令和5年6月30日　公表
社会福祉課	軽費老人ホーム運営事業	老人福祉法に基づく軽費老人ホームの運営の健全化を図るため、予算の範囲内で交付する。	社会福祉法人　ひのき会 （江差町）	16,711,800円	令和4年6月20日　交付決定 令和5年6月30日　公表
社会福祉課	社会福祉施設整備事業	障がい者総合支援法、児童福祉法及び社会福祉法等に基づく社会福祉施設等の整備を行うことにより、社会福祉施設入所者等の福祉向上を図るため、予算の範囲内において補助する。	特定非営利活動法人 せたな共同作業所ふれんど （せたな町）	14,025,000円	令和4年3月31日　交付決定 令和5年6月30日　公表
社会福祉課	老人福祉施設等整備事業	老人福祉法及び介護保険法に基づく公的介護施設等の整備を図るため、老人福祉法等関係法令により地方公共団体等が行う老人福祉施設等の整備に要する経費に対し、予算の範囲内において補助する。	社会福祉法人　上ノ国福祉会 （上ノ国町）	53,429,000円	令和4年7月6日　交付決定 令和5年6月30日　公表
社会福祉課	老人福祉施設等整備事業	老人福祉法及び介護保険法に基づく公的介護施設等の整備を図るため、老人福祉法等関係法令により地方公共団体等が行う老人福祉施設等の整備に要する経費に対し、予算の範囲内において補助する。	乙部町	81,349,000円	令和4年7月19日　交付決定 令和5年6月30日　公表
社会福祉課	多子世帯の保育料軽減支援事業費補助金	保育所等を利用する第2子以降の3歳未満児の保育料を無償化する事業に対して交付することにより、子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを推進することを目的とし、予算の範囲内において交付する。	江差町 上ノ国町 乙部町 今金町 せたな町	1,417,000円 1,006,000円 1,159,000円 1,466,000円 2,219,000円	令和5年3月24日　交付決定 令和5年6月30日　公表

社会福祉課	子ども・子育て支援交付金	子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき市町村が策定する市町村子ども・子育て支援事業計画に基づく措置のうち、同法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業に要する経費に充てるため交付することにより、子ども・子育て支援の着実な推進を図るため、予算の範囲内において交付する。	江差町 上ノ国町 厚沢部町 乙部町 奥尻町 今金町 せたな町	1,907,000円 1,069,000円 2,812,000円 2,589,000円 4,603,000円 6,305,000円 10,800,000円	令和5年3月29日　交付決定 令和5年6月30日　公表
社会福祉課	妊産婦安心出産支援事業費補助金	分娩可能な医療機関がない地域の市町村に在住する妊産婦が安心して出産できる環境づくりを推進することを目的とし、予算の範囲内において交付する。	江差町 上ノ国町 厚沢部町 乙部町 奥尻町 今金町 せたな町	262,141円 175,000円 52,264円 102,078円 92,665円 192,728円 158,514円	令和4年12月13日　交付決定 令和5年6月30日　公表
社会福祉課	介護サービス利用者負担軽減事業	市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。）が行う下記の事業（各事業における対象者の利用者負担の軽減措置）に要する経費の一部を補助することにより介護保険の制度の円滑な施行に執することを目的とする。 （1）「障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業」 （2）「社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業」 （3）「離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業」 （4）「中山間地域等の地域における加算に係る利用者負担額軽減措置事業」	江差町 上ノ国町 厚沢部町 乙部町 奥尻町 せたな町	4,954,000円 1,006,000円 816,000円 697,000円 108,000円 339,000円	令和5年3月29日　交付決定 令和5年6月30日　公表

注）１　課等ごとに公表する場合は、「課等名」欄は適宜削除して使用すること。
２　「補助事業の概要」欄は、補助金等の交付の対象とした事業の内容を簡潔かつ具体的に記載すること。
３　「補助事業者等の名称」欄は、補助事業者等の名称及び所在する市町村名を記載すること。
４　「摘要」欄には、補助金等の交付決定日及びこの様式による補助金等の交付の内容の公表日を記載するほか、公表した内容を修正したときは、その修正内容（箇所）について記載すること。
なお、内容を修正した場合でも、公表期間は当初の公表をした日から1年間とする。